

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 長寿社会課

| | | | | | | | |
|------------------|---|-----------------------|------------------|-------|------------------|-------|----------|
| 法令名 | 社会福祉法 | 法令の番号 | 昭和26年法律第45号 | | | | |
| 不利益処分の種類 | 社会福祉法人の解散命令 | 根拠条項 | 第56条第4項 | | | | |
| 処 分 基 準 | <p>社会福祉法人の解散命令を行うのは、社会福祉法第56条第4項に規定する場合のみである。</p> <p>社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき、又は正当な事由がないのに1年以上にわたってその目的とする事業を行わないときに、解散命令の対象となる。</p> <p>処分に当たっては、平成12年12月1日付け社援第2618号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長通知「社会福祉法人の認可について」に定める社会福祉法人審査基準及び平成12年12月1日付け社援企第35号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長・社会・援護局企画課長・老人保健福祉局計画課長・児童家庭局企画課長通知「社会福祉法人の認可について」及び平成13年7月23日付け社援発第1274号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局長・老健局長通知「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」を判断の指針とする。</p> | | | | | | |
| | 対応区分 | 1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与 | 処 理 機 関 | 長寿社会課 | 交 付 機 関 | 長寿社会課 | 目次 NO |